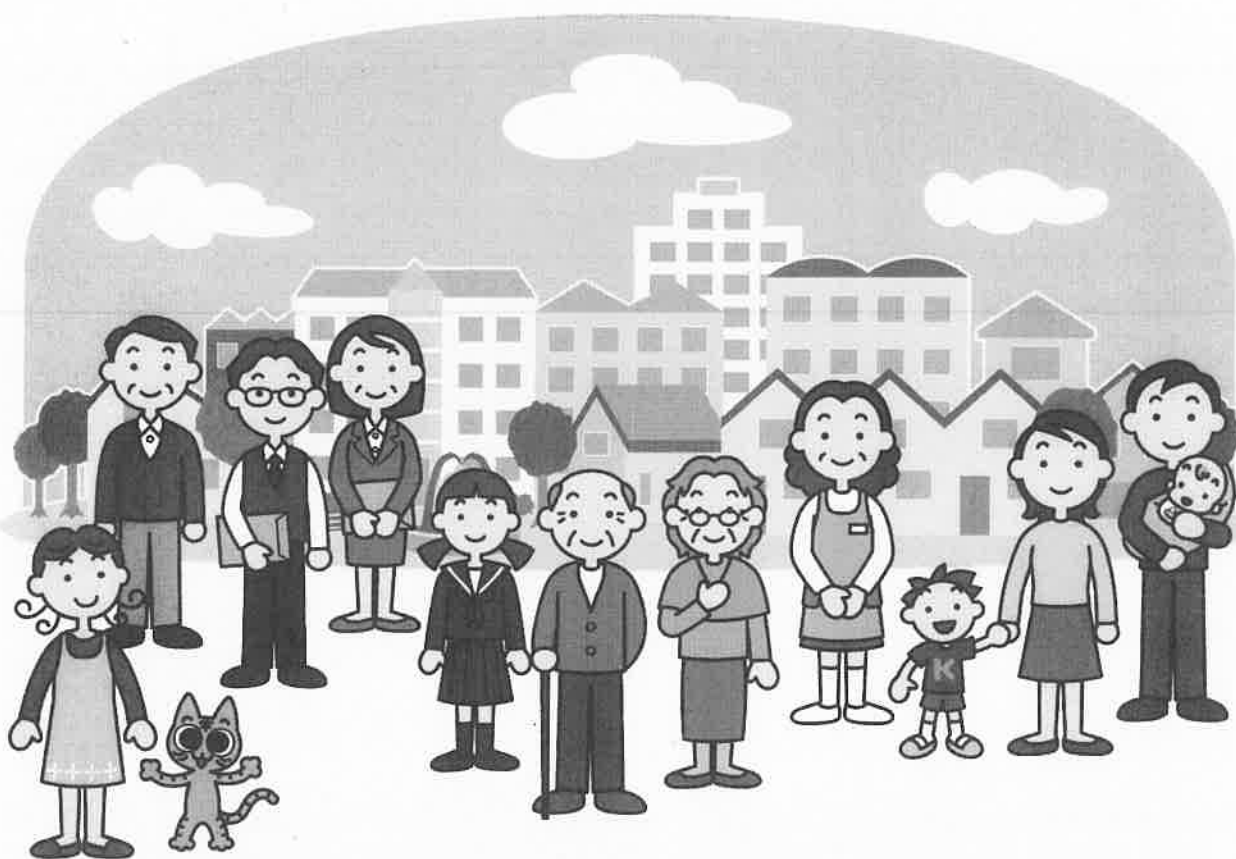


令和3年度 大磯町補助金等評価委員会



©KANAGAWA2013

令和3年5月22日（土）

目 次

◇傍聴される皆様へお願い・・・・・・・・・・・・・・・・	1
◇タイムスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	2
◇町民活動推進補助金事業結果報告会の流れ、町民活動推進補助金事業 採択に係る審査会および交付決定までの流れ・・・・・・・・	3
◇令和3年度町民活動推進補助金事業採択審査会資料・・・・・・・・	4～14
1. 「ふるさと回帰支援センター大磯」大磯移住・定住支援事業・・	5
2. 百人一首普及事業・・・・・・・・・・・・・・・・	10
◇令和3年度町民活動推進補助金事業募集案内・・・・・・・・	15

～傍聴される皆様へお願い～



- 1 事業評価の時間は、議事の進行により多少前後する恐れがあります。
- 2 会場内の座席は自由となっていますが、席を移動される場合には、他の傍聴者の皆様や評価委員の妨げにならないようできるだけ休憩時間をお願いします。
- 3 事業評価中は、お静かに傍聴ください。
- 4 会場内での携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りください。
- 5 事業評価中の傍聴者からの御質問は、受け付けませんので御了承ください。
- 6 事業評価中は、作業内容に公然と批評を加えたり、拍手その他の方法により賛成、反対などの意向を表明したりしないでください。
- 7 会場内に傍聴者の意思を表明するもの（例：のぼり、旗、プラカード、横断幕など）を持ち込まないでください。
- 8 評価委員会の許可なく録画、録音、撮影等はしないでください。
- 9 報道関係者が報道目的で、撮影や録音を行い又は取材を行う場合があります。
- 10 その他、評価委員会の運営方法に支障となるような行為はしないでください。
- 11 その他係員の指示する事項を守ってください。

※ これらの事項を守っていただけない場合や、評価委員・事務局の指示に従っていただけない場合には、退席していただくことがあります。

～ タイムスケジュール ～

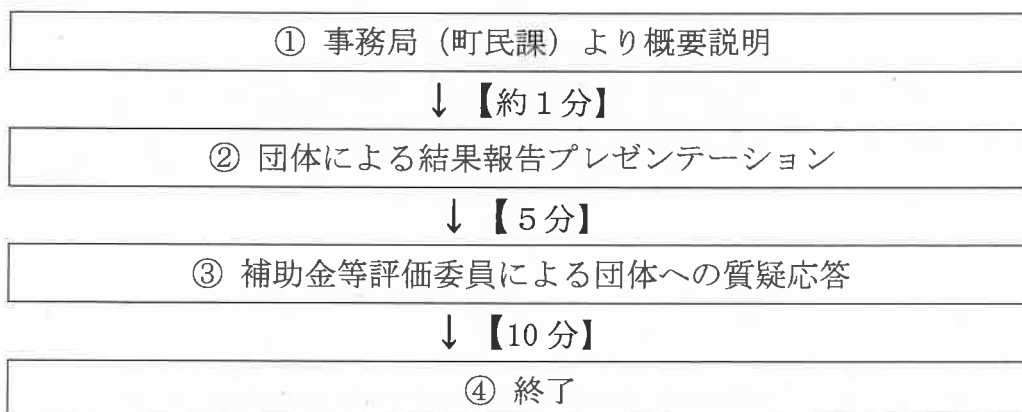
【令和3年度町民活動推進補助金事業採択審査】
(審査：2団体)

No.	時間	事業名	団体名
1	10:00～10:20	「ふるさと回帰支援センター大磯」大磯移住・定住支援事業	一般社団法人 海鈴大磯
2	10:25～10:45	百人一首普及事業	大磯かるた会

※進捗状況により時間が前後することがございますので、御了承ください。

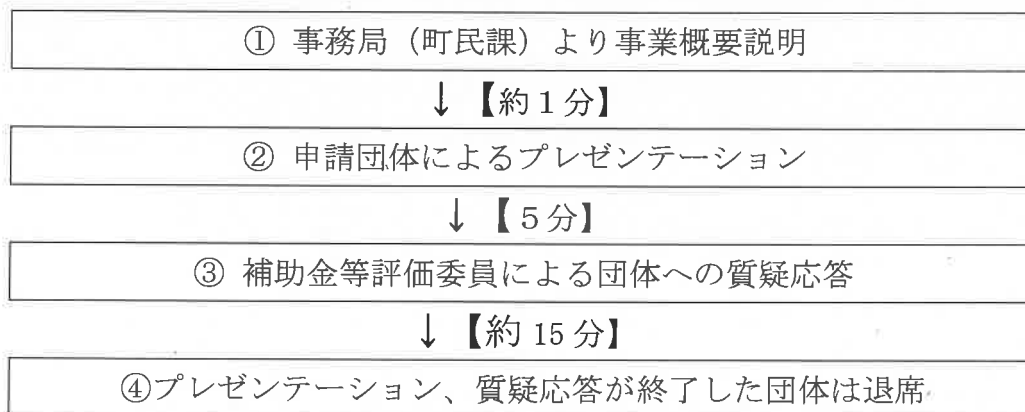
令和2年度 町民活動推進補助金事業結果報告会の流れ

(※今年度はありません。)

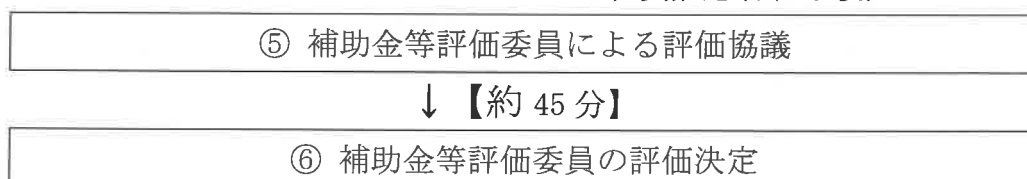


令和3年度 町民活動推進補助金事業採択に係る審査会 及び交付決定までの流れ

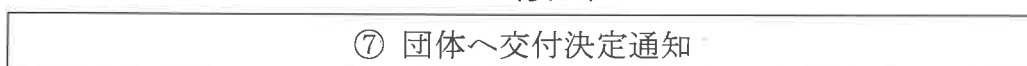
(全団体のプレゼンテーション、質疑応答)



(全団体のプレゼンテーション、質疑応答終了後)



(後日)



令和3年度

町民活動推進補助金事業採択審査会

資料

第1号様式（第9条関係）

大磯町町民活動補助金企画提案申請書

令和3年4月19日

大磯町長

団体等の名称 一般社団法人 海鈴大磯

代表者名 富山 昇

令和3年度補助金の交付を受けたいので、大磯町町民活動補助金交付要綱第9条に基づき、次のとおり大磯町町民活動補助金企画提案申請書を提出します。

1. 事業区分	「10 地域活性化事業」				
2. 事業名称	「ふるさと回帰支援センター 大磯」大磯移住・定住支援事業				
3. 事業目的	SDGs 持続可能な開発目標への取り組みとして、大磯の持つ魅力や特性を広くPRし、交流人口から関係人口に繋がり、移住人口の増加と定住の促進につなげることで、高齢化の改善と地域力向上＝「住み続けられるまちづくり」を実現する。				
4. 事業計画	<p>令和2年度（団体設立1年目）は、コロナ禍ではあったものの認定NPO法人ふるさと回帰支援センターと連携、『磯人ネットワーク』の結成や大磯町と移住定住支援活動に関する協定書を締結、移住希望者への対応現地案内などの活動を行った。</p> <p>この実績をベースに本年度（団体設立2年目）は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県・大磯町との連携による「大磯移住セミナー」の開催 ・大磯移住：定住支援の為に紹介資料の作成 ・「ふるさと回帰フェア」への出展と大磯移住希望者への現地対応 ・大磯魅力体験イベントの実施～お試し移住施設の事業開始など、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら具体的な活動を検討する。 <p>また、本年度の活動成果を基盤に、お試し移住施設の運営など事業の拡充及び本プロジェクトの体制強化など、未来へ向けたステップアップを目指す。</p>				
5. 補助希望額	<table> <tr> <td>令和3年度希望額</td> <td>250,000円</td> </tr> <tr> <td>前年度 交付決定額</td> <td>0円（※該当団体等のみ）</td> </tr> </table>	令和3年度希望額	250,000円	前年度 交付決定額	0円（※該当団体等のみ）
令和3年度希望額	250,000円				
前年度 交付決定額	0円（※該当団体等のみ）				
6. 特記事項					

【添付書類】

- ・当該事業にかかる収支予算見込書（第2号様式）町民活動団体概要書（第3号様式）、大磯町町民活動補助金事業計画書（第4号様式）
- ・団体等の設立趣旨、組織機構がわかる書類、会員名簿
- ・前年度事業実績書及び決算書（※該当団体等のみ）



第2号様式 (第9条関係)

収 支 予 算 見 込 書

年 月 日

大磯町長

団体等の名称 一般社団法人 海鈴大磯
 事業名称 「ふるさと回帰支援センター 大磯」
 大磯移住・定住支援事業

次のとおり当該事業にかかる 年度収支予算見込書を提出します。

項目	科目	金額	内容・算出根拠等	
収入の部	1. 会費	10,000円	2,000円×5名	
	2. 事業収入	50,000円	体験プログラム 5回	
	3. 寄附金	0円		
	4. 町補助金	250,000円	補助要望額と一致	
	5. その他	210,000円	自己資金	
	収入合計		520,000円	
支出の部	1. 謝金	60,000円	「ふるさと回帰フェア」参加 6名 「大磯移住セミナー」参加4名	
	2. 旅費	40,000円	大磯～東京 20回分(10人分)	
	3. 交際費	円	補助対象外	
	4. 需用費	消耗品費	20,000円	コロナ感染予防対策として、消毒液 透明のパーティション等
		食糧費	20,000円	補助対象外
		印刷製本費	190,000円	移住セミナー・体験ツアー案内チラシ 磯人紹介パンフ作成
		修繕料	円	
	5. 役務費	通信運搬費	10,000円	切手100円30枚 宅急便100 0円7回
		使用料	20,000円	セミナー会場使用料
		手数料	円	
		保険料	10,000円	イベント参加者 保険料
	6. 備品購入費	0円		
	7. その他	150,000円	ふるさと回帰フェア参加費	
支出合計		520,000円		

※ 当該事業にかかるすべての経費(見込額)について、補助対象外経費も含めて記載してください。

第3号様式 (第9条関係)

町民活動団体概要書

団体名	一般社団法人 海鈴大磯 (かりんおおいそ)
代表者名	富山 昇
所在地	住 所： 電 話： FAX： E-mail：
発足年月日	令和2年4月1日
構成員数 (会員数)	代表理事1名 理事2名 監事2名 事務局長1名
団体の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・移住定住支援「ふるさと回帰支援センター 大磯」事業 ・シニアのたまり場「こみゆにてー・パテイオ海鈴」事業 ・移住お試し施設事業 ・地域資源の有効活用事業
主な活動	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアの介護予防を目的とした様々な健康いきいき講座の開催 ・大磯移住定住支援事業、移住お試し施設の開設・運営 ・湘南定置網未利用魚の、活用による資源の地元還元
年間予算	1,000,000円
過去における大磯町公募型補助金の交付実績	有 (年度) ・ ●無
過去2年間における上記補助金以外の大磯町からの補助金・助成金を受けた実績	有 (年度) (補助金名称：) ●無
大磯町以外からの補助金・助成金を受けた実績	有 (年度) (補助金名称：) ●無

第4号様式（第9条関係）

大磯町町民活動補助金事業計画書

1 事業で取り組む課題

認定NPO法人ふるさと回帰支援センター（神奈川ブース）に訪れる移住希望者に対して大磯の魅力紹介と、具体的な生活スタイルを的確に伝える為の様々な情報提供。

2 課題解決に向けた事業の達成目標

[令和2年度 団体設立1年目]（済）

- 「認定NPO法人ふるさと回帰支援センター」と連携した、大磯移住希望者の情報収集と個別対応の具体化 移住定住支援に向けた磯人ネットワークの結成
- 「ふるさと回帰フェア」へのオンライン参加と参加者へのフォロー
- 大磯町との移住定住促進に向けた協力協定締結

[令和3年度 団体設立2年目]（本年度）

- 前年度事業の継続及び拡充・拡大
- 大磯魅力、具体的な生活スタイル、移住をサポートする磯人ネットワークの紹介など、移住希望者向け資料の充実
- 神奈川県 大磯町と連携した「大磯移住セミナー」の開催
- 「ふるさと回帰フェア」への会場（東京国際フォーラム）参加
- 大磯魅力発見体験イベントの開催
- 大磯お試し移住施設事業開始

[令和4年度 団体設立3年目]

- 前年度事業の継続及び拡充・拡大
- 大磯お試し移住施設の運営の充実
- 地域の理解協力を得るため、町民向け「大磯らしい田舎暮らしセミナー」の開催

[令和5年度 団体設立4年目]

- 前年度事業の継続及び拡充・拡大
- 組織の若返りを図り会員の拡大
- 大磯町との役割を明確化
- 運営を維持拡大する為の資金の確保、町の当事業予算化を目指す

3 事業の内容とスケジュール

- ・大磯の魅力・生活スタイルを伝える紹介ツールの充実
「大磯暮らし総集編」の再編、「磯人ネットワーク」パンフレット作成
(令和3年上期)

- ・大磯移住セミナーを神奈川県・大磯町と連携し発信
(令和3年上期下期各1回)

- ・大磯体験ツアーのプログラム開発
 - 5月 大磯地引網体験教室と大磯港散策
 - 8月 大磯海水浴(歴史紹介)と「海の家」懇親会
 - 9月 大磯市ボランティア出店体験
 - 10月 湘南定置網見学と地揚げ魚の食事会
 - 11月 「大磯農園」農業体験
 - 12月 大磯黒岩ミカン狩り体験と里山ウォーキング 等

- ・磯人ネットワークの協力により認定NPO法人ふるさと回帰支援センター主催
「ふるさと回帰フェア」出展(東京国際フォーラム)
(10月)

4 事業の期待される効果

関係人口の拡がりによる、現役世代の移住人口増加。
さらに、町民の「若返り」による地域活性化が見込まれる。

5 事業継続の展望と方法

多様化する社会において「新しい生活様式」は、生活者にとって最大の関心事である。
特に、新型コロナウイルス感染拡大による働き方(テレワークなど)/暮らし方の変化による意識改革は著しい。

これに伴い、これまでは比較的地域側の一方的なプレゼンテーションだった移住・定住促進に関するコンテンツが、双方向的な情報共有の場として拡がりを見せている。

この現象は一時的なものではなく、SDGsや新しい町づくりの観点からも長く続いていくものと予想される。したがって、大磯における「移住・定住促進事業」は、今後の町づくりにおける鍵となる最も重要なコンテンツのひとつであると言える。

本事業は、単なる誘客促進にとどまらず、メリット/デメリットを含めた大磯暮らしの息づかいをリアルに感じられる「ホスピタリティのある移住ナビゲーション」を実践して定住につなげる“大磯独自のプログラム”を構築するものである。

計画にも記した通り、移住定住支援の一環として

- ・大磯の魅力を感じられる紹介コンテンツ/体験プログラムの充実
- ・大磯移住応援隊(磯人ネットワーク)の拡大

などを中心に、認定NPO法人ふるさと回帰支援センターとより一層の信頼関係を深め、連携を強化することで、西湘地区での人気ナンバーワンの移住先(将来は日本一住みたい町)を目指す。

第1号様式 (第9条関係)

大磯町町民活動補助金企画提案申請書

令和3年4月15日

大磯町長

団体等の名称 大磯かるた会

代表者名 北村 公子

3 年度補助金の交付を受けたいので、大磯町町民活動補助金交付要綱第9条に基づき、次のとおり大磯町町民活動補助金企画提案申請書を提出します。

1. 事業区分 (大磯町補助金等交付規則別表第1の公募型補助事業から選択)	⑥ 青少年健全育成	⑧ 文化活動
2. 事業名称	百人一首普及事業	
3. 事業目的	大磯町において百人一首の発展 素晴らしい日本の文化に自ら百人一首を通して人々との繋りと礼節を学ぶ事	
4. 事業計画 (具体的に)	令和3年度 <ul style="list-style-type: none"> ○ かるた会設立5年目 ○ 外部講師による百人一首入門講座を生涯学習館にて開催する。 ○ 百人一首体験会を町立産にて開催する。 ○ 大判かるたを製作する。 令和4年度 <ul style="list-style-type: none"> ○ かるた会設立6年目 ○ 大判かるたを使用した大会を公共施設にて開催する。参加者を募集する。 令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> ○ 西行法師ゆかりの大磯にて百人一首普及。 	
5. 補助希望額	令和3年度希望額	85,000円
	前年度 交付決定額	円 (※該当団体等のみ)
6. 特記事項		

【添付書類】

- ・当該事業にかかる収支予算見込書 (第2号様式)、町民活動団体概要書 (第3号様式)、大磯町町民活動補助金事業計画書 (第4号様式)
- ・団体等の設立趣旨、組織機構がわかる書類、会員名簿
- ・前年度事業実績書及び決算書 (※該当団体等のみ)



第2号様式 (第9条関係)

収支予算見込書

令和3年4月15日

大磯町長

団体等の名称 大磯かるた会
事業名称 百人一首普及事業

次のとおり当該事業にかかる 年度収支予算見込書を提出します。

項目	科目	金額	内容・算出根拠等	
収入の部	1. 会費	円		
	2. 事業収入	円		
	3. 寄附金	円		
	4. 町補助金	85,000 円	補助要望額と一致	
	5. その他	円		
	自資金	85,000 円		
	収入合計	170,000 円		
支出の部	1. 謝金	8,000 円	講師1名 8,000円×1名 (百人一首入門講座)	
	2. 旅費	2,000 円	親睦旅行は補助対象外(講師交通費)	
	3. 交際費	円	補助対象外	
	4. 需用費	消耗品費	80,000 円	大磯かるた製作費(別紙添付)77,000円 百人一首入門講座) 應募手配用紙11枚 百人一首体験会) 700円×47 = 28,000円
		食糧費	円	補助対象外
		印刷製本費	16,000 円	百人一首入門講座) 費用55円 1枚80円 百人一首体験会) 費用55円 80円×160枚 = 8,000円
		修繕料	円	
	5. 役務費	通信運搬費	円	
		使用料	2,000 円	百人一首講座(生涯学習館)1時間 530円×2時間 = 1,060円
		手数料	円	
		保険料	円	
	6. 備品購入費	62,000 円	自動読み取り機 9,217円 54,000円 1組2,700円×3組 = 8,100円	
	7. その他	円		
	支出合計	170,000 円		

※ 当該事業にかかるすべての経費(見込額)について、補助対象外経費も含めて記載してください。

大きなかるた 100 枚 2 セットの製作費 (予定)

素材	必要な量	金額	備考
コピー用紙 A3 厚紙 (250 枚)		1860 円	
コピー代 (100 回) × 2	50 円 × 200 = 10000 円	10000 円	
色紙 (200 枚)	170 円 × 200 = 34000 円	34000 円	
水張りテープ (35 ミリメートル幅 × 35 メートル)	3500 ÷ 130 (1 枚に必要な長さ) = 26...120 100 ÷ 26 = 3...22 (4 個必要) 550 円 × 8 = 4400 円	4400 円	
木工ボンド 180 グラム	400 円 × 6 = 2400 円	2400 円	
アクリルガッシュ (絵具) 6 号 (20ML) 18 色 × 4	4900 円 × 4 = 19600	19600 円	
アクリルガッシュ ホワイト 100ML × 3	1000 × 3 = 3000	3000 円	
アクリルガッシュ用筆 3 本セット × 2		2000 円	
合計		77260 円	

第3号様式 (第9条関係)

町民活動団体概要書

団体名	大磯かるた会
代表者名	キタムラ ヒコ 北村 公子
所在地	住所: 電話: FAX: E-mail:
発足年月日	平成29年4月1日
構成員数 (会員数)	会長1名. 会員19名
団体の目的	西條:法師中カリの大磯で百人一首と通じ 礼節と学び大磯の子供達の豊かな心と育み次世代への 良き日本文化の伝統を継承していく事を目的としています。
主な活動	百人一首競技かるたの練習 神奈川県大会過去5回の試合出場 横溝千鶴子障害センターでの2回バザール出店
年間予算	170,000円
過去における大磯町公募 型補助金の交付実績	有 (年度) ・ (無)
過去2年間における 上記補助金以外の大磯町 からの補助金・助成金を 受けた実績	有 (年度) (補助金名称:) (無)
大磯町以外からの 補助金・助成金を受けた 実績	有 (年度) (補助金名称:) (無)

大磯町町民活動補助金事業計画書

1 事業で取り組む課題

近年百人一首(競技かるた)を題材とした「ちほくふる」の大舞台でかるたチームが起きている。
しかし興味があってもその機会が少ない事から大磯町の子供の
健全な育成と町民の大磯の文化遺産発見にも繋がる百人一首(競技かるた)
発展のためこの事業を始める事とした。

2 課題解決に向けた事業の達成目標

- 令和3年度 ○大判かるたを製作する。
○外部講師による百人一首入門講座を開催する。 ○百人一首体験会を開催する。
(入門講座の募集をする
体験会の募集をする)
- 令和4年度 ○大判かるた大会を開催する。
○大会に向け参加者を募集する。
○開催にあたっては大磯町の文化施設を希望する。
- 令和5年度 ○西行法師ゆかりの大磯に百人一首(競技かるた)の普及を目指す。

3 事業の内容とスケジュール (スタッフ及び参加予定人数)

- 令和3年 ○大判かるた製作 (令和3年4月～令和4年3月) 4名程
製作にあたってはかなりの月数が必要である。
- 百人一首入門講座開催(7月)
 - 百人一首体験会(8月)

4 事業の期待される効果

大磯町は 鴨立庵に名を残している西行法師(百人一首86番目の歌)
ゆかりの地であり子供達や大磯町民に「百人一首」を通し日本文化や
礼節を学びつつ大磯の素晴らしさに触れ町の活性化に繋がる
効果を期待するものである。

5 事業継続の展望と方法

将来の展望として大磯町の町起しの一環として
町の文化遺産(吉田邸・明治記念館)とリンク出来る百人一首大会で
町の活性化やPRに貢献できればという願望を持っている。



令和3年度 町民活動推進補助金事業募集案内



町民活動推進補助金とは、町民の皆さんが生活する中で直面する様々な課題に、自らの意思で取り組む「町民活動」に対して、財政的に支援しようとするものです。

募集締切 令和3年4月20日(火)まで

【問い合わせ】※提出前に必ずご相談ください

大磯町役場 本庁舎1階 町民福祉部町民課 町民協働係

〒255-8555 大磯町東小磯183番地

TEL：0463-61-4100（代表）内線：236・237

目 次

1. 町民活動推進補助金事業とは	P1
2. 補助の対象となる団体等	P1
3. 補助の対象となる事業	P2
4. 補助金の交付額	P2
5. 補助の対象となる経費	P3
6. 補助の対象となる期間	P3
7. 公募事業の申請	P4
8. 選考方法	P4
9. 選考結果の通知	P5
10. 事業完了後の手続き	P5
11. 事業結果報告会	P5
12. 事業の流れ	P6

1. 町民活動推進補助金事業とは

町内で、様々な分野において意欲的に活動する団体等を対象に、町で定めた一定の交付基準を満たす事業に対して補助金を交付します。

補助金の交付事業は、社会的需要や公益性、公正性を重視したものとなっており、補助事業は公募とします。

なお、補助対象事業に対する補助金の交付は1年度につき1回とし、同一団体等に対する交付回数は通算して3回を限度とします。

2. 補助の対象となる団体等

補助金の交付対象は次の団体等となります。

- 3人以上の町民(在学、在勤、在活動を含む。)で構成される町民活動団体等又は補助事業の申請までに設立される町内の団体等。
- 継続して活動を行う見込みがあること。
- 営利を主たる目的としていないこと。

※ただし、次の項目に一つでも該当する団体等は補助の対象とはなりません。

- 法令、条例等に違反する活動をしている団体等
- 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしている団体等
- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- 特定の公職（公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう以下、同じ。）の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動



3. 補助の対象となる事業

補助対象事業の内容は、次に定める事業となります。

事業区分	主な項目
1 安全対策事業	防災、防犯、交通安全、消費生活 等
2 福祉対策事業	高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉 等
3 健康づくり事業	保健、医療 等
4 交流対策事業	コミュニティ活動、情報化 等
5 自然環境事業	自然保護、環境保全、環境美化 等
6 次世代育成事業	子育て支援、青少年健全育成、学校教育、幼児教育 等
7 生涯学習事業	生涯学習、人権、男女共同参画 等
8 文化スポーツ活動事業	文化活動、文化財保全、スポーツ・レクリエーション等
9 まちづくり事業	まちづくり、景観形成、生活交通 等
10 地域活性化事業	産業（農業・漁業・商工業）振興、観光振興 等

※ただし、次の項目に一つでも該当する事業については、補助対象となりません。

- ①町等から他の補助金または交付金を受ける事業
- ②補助対象団体等の運営経費に係る事業
- ③営利を主たる目的とする事業
- ④宗教の教義を広め、信者の強化育成を目的とする事業
- ⑤集团的又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の利益になると認められる事業

4. 補助金の交付額

補助金の交付額は、次の区分に応じて算出した額で、町の予算の範囲内で交付します。ただし、一部補助対象外となる経費があります。

	団体設立 1 年目	団体設立 2 年目	団体設立 3 年目	団体設立 4 年目	5 年目以降
運営費	運営費を含む	運営費を含む		運営費の補助はありません	
運営費を除く 事業費	補助率 100% 上限 10 万円	補助率 50% 上限 50 万円		補助率 50% 上限 50 万円	

交付は合計 3 回まで

*新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う、令和 2 年度募集中止への対応は別紙を御確認下さい

5. 補助の対象となる経費

補助対象となる経費は、事業を実施するために直接必要とする経費に限ります。

経費項目	補助対象となる経費の例
謝金	外部講師、指導者等に対する会議出席のお礼や活動協力のお礼等 ※団体等の構成員に対する謝礼や支払先が明確でない金券等は対象外
旅費	講師等に支払う活動場所までの交通費、会議出席のための交通費等 ※事業の参加者の交通費等は対象外
消耗品	チラシ・パンフレット等の用紙代や材料代、会議資料、活動資料等 ※事業以外で使用する消耗品は対象外
印刷製本費	活動事業の募集案内、広報ポスター、パンフレット、活動資料のコピーや冊子作成のための印刷製本費等 ※事業以外で使用する資料や冊子作成等に係る印刷製本費は対象外
修繕料	事業実施に伴い必要不可欠と認められる修繕料
通信運搬費	募集案内、活動資料等を送付するための切手代や物品宅配便料等
使用料	会場や施設の使用料、機具等の使用料、バスの借上料等
手数料	事業実施に伴い必要不可欠と認められる手数料
保険料	活動事業に係る損害賠償保険、イベントを行う場合の来場者保険等 ※事業参加者の個別の傷害保険等は対象外
備品購入費	事業実施に伴い必要不可欠と認められるもので管理責任者を明確にしたもの
その他	上記の項目に該当しないが、事業実施に伴い必要不可欠と認められる経費

6. 補助の対象となる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に実施される事業が対象となります。募集の段階で既に開始している事業も対象となりますが、補助金は上記期間に生じた経費に対してのみ交付します。

7. 公募事業の申請

次の提出書類を揃えて期限までに提出してください。なお、提出書類は、町民課町民協働係窓口で配布している他、町ホームページからもダウンロードが可能です。

◆提出書類

- ・大磯町町民活動補助金企画提案申請書（第1号様式）
- ・収支予算見込書（第2号様式）
- ・町民活動団体概要書（第3号様式）
- ・大磯町町民活動補助金事業計画書（様式第4号）
- ・団体の規約、会則又は定款
- ・役員名簿
- ・申請団体の実績報告又は活動実績がわかる書類（任意様式）



◆締切

令和3年4月20日（火）必着

◆提出先

大磯町役場 町民福祉部 町民課 町民協働係（本庁舎1階3番窓口）

※受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く）

※郵送・メール・FAXでの提出は受付しておりません。

※提出前に、申請内容の確認をいたします。事前にご相談ください。

8. 選考方法

公募事業の選考にあたっては、町民課及び当該事業に係る庁内所管課による提出書類の内容確認後、学識経験者及び公募町民等で構成する大磯町補助金等評価委員会で評価を行い、町が予算の範囲内で補助事業を決定します。なお、選考の結果、補助事業の不採択又は一部減額による補助となる場合があります。

補助金等評価委員会での選考は、公募事業の実施を希望する団体等による公開プレゼンテーション後の質疑応答及び非公開での評価により、補助金交付候補事業の選考、補助金額の査定・配分（予算の範囲を超えた場合は、評価による按分）等を行います。

※評価については、以下7項目の観点から評価します。

①先駆性（創造性）

④事業実現性

⑦経費の妥当性

②公益性/公平性

⑤自立性

③社会的需要度/事業効果

⑥継続性

9. 選考結果の通知

選考の結果は、全公募団体等に通知するとともに、町ホームページで公表します。

公募型補助金対象事業として採択された団体等には、選考結果の通知と合わせて補助金交付申請書等を送付します。この申請に基づき、補助金の交付を決定します。

ただし、補助金等評価委員会でのプレゼンテーション内容と異なる補助金交付申請がされたときは、交付の決定をしない場合があります。

10. 事業完了後の手続き

事業完了した後は、事業完了の日から1か月以内に補助事業等実績報告書（第9号様式）及び収支決算書（第10号様式）を提出してください。提出いただいた補助事業等実績報告書に基づき、補助金額を確定します。

なお、確定した補助金額が当初交付決定をした補助金額より少ない場合には、その差額は返還していただきます。

11. 事業結果報告会

補助金が交付された事業については、事業結果報告会にて、補助団体から事業の成果を発表していただきます。

～事業結果報告会の様子～



12. 事業の流れ

町民活動推進補助金事業の大まかな流れは以下のとおりとなります。

補助金募集案内配布（令和3年4月1日～20日）
*提出前に町民課に書類内容確認を必ず受けてください
（4月13日まで要予約）



公募事業の申請（令和3年4月20日まで）



書類内容の確認



*新型コロナウイルス感染拡大防止のため
日程を変更する場合があります

補助金等評価委員会における評価（令和3年5月22日（土曜日）*予定）
【事業プレゼンテーション（公開）】



補助金等評価委員会の評価結果に基づき、町で採択・不採択の決定



採択を受けた団体から補助申請、町交付決定



事業実施～事業完了（実績報告書の提出）



事業結果報告会（公開）【令和4年5月～6月予定】